（公印省略）
食生衛第８１０－２号
令和４年４月１２日

関係各位

群馬県知事　山本　一太
（健康福祉部食品・生活衛生課）

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく
警戒レベル及び要請について（依頼）

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。
さて、令和４年４月７日（木）に開催しました、第８２回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、別添のとおり、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請（４月９日（土）以降）を行うことを決定しました。
つきましては、県民及び事業者の皆様に対し、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請を行いますので、貴団体におかれましては、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知いただきますようお願いします。

－主な要請内容－
（１）ガイドライン警戒レベル
警戒レベル「２」：３５市町村

（２）外出・県外移動について
・３つの密となるような感染リスクの高い店舗や場所の利用は、十分注意
・県外への移動は、十分注意

（３）その他
・ホームパーティーや大人数での会食、飲み会は感染リスクが高まることから慎重に判断し、開催する場合は１テーブル４人以内を基本
・高齢者施設や病院等での面会はオンラインでの面会を検討するとともに、直接面会の場合も長時間とならないようにするなど十分注意

※詳細は『群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請について（４月９日（土）以降）』を御確認ください。

担当：生活衛生・動物愛護係
TEL：027-226-2445
FAX：027-220-4300
e-mail：eiseisuidou@pref.gunma.lg.jp